

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、場内事業者の持続可能な水産物の流通促進に関する取組を支援することにより、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）における集荷・販売力の強化を図ることを目的とする。

2 水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 場内事業者

京都市中央卸売市場業務条例（昭和2年10月告示第446号）に定める水産物部の仲卸業者をいう。

(2) 水産エコラベル認証

水産資源や環境に配慮した漁業や養殖業により生産された水産物を適正に流通・加工させるために必要な第三者機関からの認証のうち、次に定めるものをいう。

ア MEL（一社 マリン・エコラベル・ジャパン協議会）

イ MSC（海洋管理協議会）

ウ ASC（水産養殖管理協議会）

(3) 補助事業者

補助金の交付を受けて次条各号に定める審査を受けるものをいう。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付は、場内事業者が水産エコラベル認証の取得及び維持に要する経費のうち、次に掲げる審査に係る審査料とする。ただし、一つの認証機関につき、1回ずつ（第2号にあっては初回の更新まで）に限る。

(1) 認定審査

(2) 年次審査

(3) 更新審査

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に定める対象経費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1補助事業者当たりの上限額は1年度につき50万円）とし、毎年度予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満は切り捨てるものとする。

（補助金の申請条件）

第5条 第3条第1号に係る補助金の申請は、令和6年度末までとする。

2 第3条第2号及び第3号に係る補助金の申請は、令和6年度末までに第2条第1項第2号の認証を受けた補助事業者に限る。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとするものは、第3条各号に定める審査契約の締結をしようとする20日前までに、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 市長は、前条の規定による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金交付決定の通知)

第8条 市長は、条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき補助金交付決定通知書(第2号様式)又は補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助金交付対象経費の変更を行おうとするときは、補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項による申請を承認したときは、補助金変更承認通知書(第6号様式)又は補助金中止・廃止承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、第3条各号に定める認証の取得日又は年次審査若しくは更新審査の終了日(当該年度に複数の審査を受ける場合にあっては、その最も遅い日)の翌日から起算して30日目又は補助事業の完了日が属する年度の末日のいずれか早く到達する日までに、補助金実績報告書(第8号様式)に次の各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付対象経費の費用が分かる明細書や領収書等の写し

(2) 認証取得を証明する書類の写し

(補助金交付額の決定等)

第11条 市長は、条例第19条の規定により補助金の交付額を決定したときは、補助金交付額決定通知書(第9号様式)により、補助金交付額その他必要な事項を通知するものとする。

2 市長は、条例第19条の決定を行ったときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者 電話（ - - ）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。	
水産エコラベル 名 称	
補助金 交付対象 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 認定審査に係る審査料 <input type="checkbox"/> 年次審査に係る審査料 <input type="checkbox"/> 更新審査に係る審査料
審査契約 の締結予定日	年 月 日
審査完了予定日	年 月 日ごろ
認証取得日 (該当する場合)	年 月 日
補 助 金 交付対象経費	認定審査に係る審査料 円
	年次審査に係る審査料 円
	更新審査に係る審査料 円
	計 円
補助金申請額	円

※ 補助金申請額は、2分の1の補助率を交付対象経費に乗じて算定する。なお、50万円を限度額とする（1,000円未満の端数は切り捨て）。

第2号様式（第8条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

交付予定額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第8条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金不交付決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付けで申請があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者 電話 (- -)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった水産エコラベル(流通加工段階)認証取得補助金について、事業内容を変更したいので、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第9条第1項の規定により、変更承認申請します。

変更内容及び理由		
補助金交付対象	変更前	変更後
認定審査に係る審査料	円	円
年次審査に係る審査料	円	円
更新審査に係る審査料	円	円
計	円	円
補助金申請額	円	円

※ 補助金申請額は、2分の1の補助率を交付対象経費に乗じて算定する。なお、50万円を限度額とする（1,000円未満の端数は切り捨て）。

※ 審査料の改訂による変更の場合は、改訂が確認できる書類を添付すること。

第5号様式（第9条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者
	電話 (- -)

<p>年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第9条第2項の規定により、事業の中止・廃止に係る承認を申請します。</p>		
<p>補助金 交付対象 (該当項目に☑)</p>	<p><input type="checkbox"/> 認定審査に係る審査料</p> <p><input type="checkbox"/> 年次審査に係る審査料</p> <p><input type="checkbox"/> 更新審査に係る審査料</p>	
中止の理由		
中止予定年月日	年 月 日	
補助金 交付対象経費	認定審査に係る審査料	円
	年次審査に係る審査料	円
	更新審査に係る審査料	円
	計	円
補助金申請額	円	

※ 補助金申請額は、2分の1の補助率を交付対象経費に乗じて算定する。なお、50万円を限度額とする（1,000円未満の端数は切り捨て）。

第6号様式（第9条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金変更承認通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
（担当 中央卸売市場第一市場）

年 月 日付で変更承認申請があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第9条第3項の規定により、変更承認することを決定しましたので通知します。

（参考）

1 承認内容

2 変更承認後の交付予定額
金 円

第7号様式（第9条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金中止・廃止承認通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付で中止・廃止の承認申請があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第9条第3項の規定により、中止・廃止承認することを決定しましたので通知します。

(参考)

1 承認内容

2 中止又は廃止後の交付予定額
金 円

第8号様式（第10条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金実績報告書

（あて先）京都市長	年 月 日
主たる事務所の所在地	申請者 電話（ - - ）

<p>年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知があった水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、事業が完了しましたので、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第10条の規定により、事業の実績を報告します。</p>	
補助金 交付対象 （該当項目に☑）	<input type="checkbox"/> 認定審査に係る審査料 <input type="checkbox"/> 年次審査に係る審査料 <input type="checkbox"/> 更新審査に係る審査料
審査完了日	年 月 日
補助金 交付対象経費	認定審査に係る審査料 円
	年次審査に係る審査料 円
	更新審査に係る審査料 円
	計 円
補助金請求額	円
添付書類	事業実施状況を確認できるもの ・ 補助金交付対象経費の費用が分かる明細書や領収書等の写し ・ 認証取得を証明する書類の写し

※ 補助金申請額は、2分の1の補助率を交付対象経費に乗じて算定する。なお、50万円を限度額とする（1,000円未満の端数は切り捨て）。

第9号様式（第11条関係）

水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付額決定通知書

京都市指令第一市場第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 中央卸売市場第一市場)

年 月 日付け京都市指令第一市場第 号をもって交付決定通知を行った水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金について、水産エコラベル（流通加工段階）認証取得補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。